

審 査 書

株式会社テルム中間処理施設設置事業に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第 23 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：株式会社テルム

代表者：代表取締役 本間 正俊

所在地：横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：株式会社テルム中間処理施設設置事業

種 類：廃棄物処理施設の建設（産業廃棄物中間処理施設の新設）

3 事業実施区域

横浜市鶴見区寛政町 143 番

第 2 審査意見

1 全般的事項

株式会社テルム中間処理施設設置事業（以下「本事業」という。）は、株式会社テルムが横浜市鶴見区寛政町143番に産業廃棄物処理施設を設置するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する対象事業である。

本件事業者は、特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、平成13年度から、同法の対象となる4品目のうち、「ユニット型エアコンディショナー」「テレビジョン受信機」「電気洗濯機」の3品目についてリサイクル事業を行ってきた。本事業においては、リサイクル事業の対象品目として「電気冷蔵庫及び電気冷凍庫」（以下「電気冷蔵庫等」という。）を追加すること、及び、これまで行ってきた「電気洗濯機」の廃プラスチック類のリサイクル率を向上させること、の2点を目的として新たに破碎施設を設置する。

本事業の計画地は、株式会社東芝京浜事業所入舟分工場内にあり、工業地域に位置しているが、周辺には、中学校、住居及び地区公園がある。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域の特性を考慮し、周辺環境に配慮する必要がある。

2 個別的事項

(1) 環境影響評価項目について

ア 供用時

(ア) 騒音

荷物の積み下ろし作業にあたっては、荷物の落下等により著しい騒音が発生しないよう配慮すること。

(イ) 安全（火災・爆発）

a 可燃性冷媒及び可燃性発泡剤を取り扱う作業において、火災・爆発が生じないように作業管理を徹底し、安全管理を継続すること。

b 本事業に伴って計画地内で保管する廃プラスチック類は、消防法で規定する指定可燃物に該当する。類焼を防止する観点から、敷地内の植樹帯や空地スペースの維持に努めるとともにさらなる緑地の確保について検討すること。

(ウ) 安全（有害物質）

蛍光灯の内部には水銀が封入されているため、多量の蛍光灯が破損した場合には水銀の蒸散が懸念される。電気冷蔵庫から回収した蛍光灯の破損防止措置及び水銀の蒸散による危険を回避するための措置を講ずること。

(2) その他

使用済み電気冷蔵庫等の大部分は、冷媒や断熱材発泡剤にフロン類が用いられており、フロン類は回収、破壊することが法令で義務付けられている。

一方、現在販売されている電気冷蔵庫等は冷媒や断熱材発泡剤にシクロペンタン等の炭化水素系物質を使用しているものが主流となっており、現時点では、炭化水素系物質を再商品化の過程で回収することは義務付けられていない。

大気環境の保全、安全確保などの観点から、冷媒や断熱材発泡剤に使用される炭化水素系物質を回収処理するための技術開発を行うなど、環境負荷低減に向けた環境整備を早急に進めるよう、特定家庭用機器の製造業者等にはたらきかけるとともに、当該製造業者等の取り組みに協力すること。